

(別紙1)特定個人情報の提供先

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第四条で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。)であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第五条で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第八条で定めるもの
7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
11	都道府県知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって第十三条で定めるもの

(別紙1)特定個人情報の提供先

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第十七条で定めるもの
27	市町村長	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十九条で定めるもの
38	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第四十条で定めるもの
42	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)附則第二条第一項の給付(以下「旧特例給付」という。)の支給に関する情報(以下この条において「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの
56	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第五十八条で定めるもの
65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの
69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの

(別紙1)特定個人情報の提供先

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
70	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第七十二条で定めるもの
80	市町村長	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十二条で定めるもの
83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの
86	市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの
87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第一百条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第一百条で定めるもの
115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第一百七十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第一百七十七条で定めるもの
116	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第一百八条で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第一百八条で定めるもの
125	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第二百二十七条で定めるもの

(別紙1)特定個人情報の提供先

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
128	都道府県知事 又は広島市長 若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第三十条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第三十条で定めるもの
132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第三十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第三十四条で定めるもの
137	都道府県知事 又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第三十九条で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第三十九条で定めるもの
144	都道府県知事 又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第四十六条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十六条で定めるもの
145	都道府県知事 又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第四十七条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって第四十七条で定めるもの
158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって第六十条で定めるもの

(別紙1)特定個人情報の提供先

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第六十条で定めるもの
161	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第六十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第六十三条で定めるもの

(別紙2) 特定個人情報ファイル記録項目

◆被保険者テーブル

介護保険者番号,被保険者番号,被保険者履歴通番,被保険者介護異動事由コード,被保険者異動年月日,被保険者資格異動届出者氏名(漢字),被保険者資格異動届出者関係コード,被保険者資格異動届出者電話番号,被保険者資格異動届出年月日,被保険者資格取得事由コード,被保険者資格取得年月日,被保険者資格取得届出者氏名(漢字),被保険者資格取得届出者関係コード,被保険者資格取得届出者電話番号,被保険者資格取得届出年月日,被保険者資格喪失事由コード,被保険者資格喪失年月日,被保険者資格喪失届出者氏名(漢字),被保険者資格喪失届出者関係コード,被保険者資格喪失届出者電話番号,被保険者資格喪失届出年月日,被保険者個人番号,被保険者個人区分コード,被保険者住基ネット個人番号,被保険者都道府県コード,被保険者市町村コード,被保険者町名コード,被保険者キー氏名(カナ),被保険者あいまい検索キー氏名(カナ),被保険者氏名(カナ),被保険者通称名(カナ),被保険者キー氏名(漢字),被保険者氏名(漢字),被保険者通称名(漢字),被保険者本名通称名区分コード,被保険者氏名(英字),被保険者併記用氏名(漢字),被保険者氏名分類コード,被保険者生年月日年号コード,被保険者生年月日,被保険者性別コード,被保険者都道府県名(漢字),被保険者市町村名(漢字),被保険者住所(漢字),被保険者番地(漢字),被保険者方書(漢字),被保険者住所(漢字)連結,被保険者親郵便番号,被保険者子郵便番号,被保険者電話番号,被保険者転入元市町村名(漢字),被保険者住所地特例者区分コード,被保険者住所地特例者適用開始年月日,被保険者住所地特例者適用変更年月日,被保険者住所地特例者適用終了年月日,被保険者適用除外事由コード,被保険者適用除外開始年月日,被保険者適用除外終了年月日,被保険者賦課対象コード,被保険者記載1備考(漢字),被保険者記載2備考(漢字),被保険者記載3備考(漢字),被保険者番地区分コード,被保険者番地,被保険者号番号,被保険者枝番号,被保険者行政区コード,被保険者方書(カナ),被保険者市内外区分コード,被保険者政令広域コード,被保険者地方公共団体コード,被保険者外国人在留資格期間コード,被保険者外国人在留開始年月日,被保険者外国人在留終了年月日,被保険者外国人在留資格コード,処理年月日,被保険者世代通番,抑止コード,日常生活圏域コード,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆受給者テーブル

介護保険者番号,被保険者番号,受給者履歴通番,被保険者履歴通番,受給者要介護状態区分コード,受給者認定年月日,受給者結果変更事由コード,受給者認定結果通知書発行年月日,受給者認定有効期間開始年月日,受給者認定有効期間終了年月日,受給者支給限度管理期間終了年月日,受給者再審査フラグ,受給者申請取消事由コード,受給者申請取消年月日,受給者認定中断事由コード,受給者認定中断年月日,受給者認定取消事由コード,受給者認定取消年月日,受給者申請事由コード,受給者申請年月日,受給者申請かかりつけ医コード,受給者申請者関係コード,受給者訪問対象地区コード,受給者識別コード,受給者同意書有無コード,受給者前保険者名(漢字),受給者申請者名(漢字),受給者申請者電話番号,受給者申請書備考(漢字),受給者居室住所都道府県コード,受給者居室住所市町村コード,受給者居室住所町名コード,受給者居室都道府県名(漢字),受給者居室市町村名(漢字),受給者居室住所(漢字),受給者居室番地(漢字),受給者居室方書(漢字),受給者居室親郵便番号,受給者居室子郵便番号,受給者居室電話番号,受給者居室市内外区分コード,受給者特定疾病コード,受給者政令広域コード,受給者介護要状態コード,受給者労災等番号,処理年月日,受給者みなし認定区分コード,受給者介護保険審査会結果前要件介護状態区分コード,区分変更前回受給者履歴通番,経過措置前情報(結果、有効期間、希望),通知書理由,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆納付原簿テーブル

介護保険者番号,賦課年度,被保険者番号,納付原簿履歴通番,納付原簿入力所得区分コード,納付原簿所得区分コード,徴収方法区分コード,納付原簿調定額,納付原簿年額,納付原簿月割額,納付原簿確定保険料額,納付原簿賦課年月日,納付原簿賦課期日年月日,納付原簿通知書通知理由コード,納付原簿賦課結果コード,納付原簿前回徴収方法区分コード,納付原簿納入通知書発行年月日,納付原簿特別徴収義務者コード,納付原簿年金額,納付原簿基礎年金番号,納付原簿回付情報各種年月日,納付原簿特別徴収依頼作成年月日,納付原簿特別徴収中止区分コード,納付原簿特別徴収中止事由コード,納付原簿特別徴収中止依頼作成年月日,納付原簿特別徴収中止通知書発行年月日,納付原簿仮徴収額変更年月日,納付原簿仮徴収額変更依頼作成年月日,納付原簿仮徴収額変更通知書発行年月日,納付原簿減免区分コード,納付原簿徴収猶予区分コード,納付原簿全期前納報奨金額,納付原簿調定取消事由コード,納付原簿調定取消年月日,納付原簿行政区コード,納付原簿政令広域コード,納付原簿更正操作者コード,納付原簿激変緩和措置フラグ,納付原簿特例標準割合適用フラグ,納付原簿3段階特例標準割合適用フラグ,納付原簿更新画面の備考,仮徴収額変更の変更後所得段階X,仮徴収額変更の変更後特例(標準)割合,適用フラグ,仮徴収額変更の変更後3段階特例(標準),割合適用フラグ,更新通番,更新操作者コード,

◆参照用住基テーブル

介護保険者番号,住基市町村コード,住基個人番号,住基履歴通番,住基ネット個人番号,住基基礎年金番号,住基世帯番号,住基氏名(カナ),住基あいまい検索キー氏名(カナ),住基キー氏名(カナ),住基氏名(漢字),住基生年月日年号コード,住基生年月日,住基性別コード,住基続柄1コード,住基続柄2コード,住基続柄3コード,住基続柄4コード,住基続柄(漢字),住基異動年月日,住基異動届出年月日,住基異動事由コード,住基世帯登録区分コード,住基住民年月日,住基消除年月日,住基都道府県コード,住基町名コード,住基住所(漢字),住基番地(漢字),住基方書(漢字),住基住所(漢字),住基親郵便番号,住基子郵便番号,住基転入前都道府県コード,住基転入前市町村コード,住基転入前都道府県名(漢字),住基転入前市町村名(漢字),住基転入前住所(漢字),住基転入前番地(漢字),住基転入前方書(漢字),住基転入前親郵便番号,住基転入前子郵便番号,住基転出先都道府県コード,住基転出先市町村コード,住基転出先都道府県名(漢字),住基転出先市町村名(漢字),住基転出先住所(漢字),住基転出先番地(漢字),住基転出先方書(漢字),住基転出先親郵便番号,住基転出先子郵便番号,住基番地区分コード番/番地区分コードX1,住基番地,住基番号,住基枝番号,住基行政区コード,住基方書(カナ),住基現住所市内外区分コード,住基転入前市内外区分コード,住基転出先市内外区分コード,住基政令広域コード,住基地方公共団体コード,予備10-1領域,予備10-2領域,予備30領域,住基作成年月日,住基作成時刻,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆参照用外国人テーブル

介護保険者番号,外国人市町村コード,外国人個人番号,外国人履歴通番,住基ネット個人番号,外国人基礎年金番号,外国人世帯番号,外国人氏名(カナ),外国人通称名(カナ),外国人キー氏名(カナ),外国人あいまい検索キー氏名(カナ),外国人氏名(漢字),外国人通称名(漢字),外国人キー氏名(漢字),外国人本名通称名区分コード,外国人氏名(英字),外国人併記用氏名(漢字),外国人氏名分類コード,外国人生年月日,外国人性別コード,外国人続柄1コード,外国人続柄2コード,外国人続柄3コード,外国人続柄4コード,外国人続柄(漢字),外国人異動年月日,外国人異動届出年月日,外国人異動事由コード,外国人世帯登録区分コード,外国人住民年月日,外国人消除年月日,外国人都道府県コード,外国人町名コード,外国人住所(漢字),外国人番地(漢字),外国人方書(漢字),外国人住所(漢字),外国人親郵便番号,外国人子郵便番号,外国人転入前都道府県コード,外国人転入前市町村コード,外国人転入前都道府県名(漢字),外国人転入前市町村名(漢字),外国人転入前住所(漢字),外国人転入前番地(漢字),外国人転入前方書(漢字),外国人転入前親郵便番号,外国人転入前子郵便番号,外国人転出先都道府県コード,外国人転出先市町村コード,外国人転出先都道府県名(漢字),外国人転出先市町村名(漢字),外国人転出先住所(漢字),外国人転出先番地(漢字),外国人転出先方書(漢字),外国人転出先親郵便番号,外国人転出先子郵便番号,外国人在留資格期間コード,外国人在留資格コード,外国人在留開始年月日,外国人在留終了年月日,外国人番地区分コード,外国人番地,外国人番号,外国人枝番号,外国人行政区コード,外国人方書(カナ),外国人現住所市内外区分コード,外国人転入前市内外区分コード,外国人転出先市内外区分コード,外国人政令広域コード,外国人地方公共団体コード,予備10-1領域,予備10-2領域,予備30領域,外国人作成年月日,外国人作成時刻,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆参照用税情報テーブル

介護保険者番号,税情報市町村コード,税情報賦課年度,個人番号,個人区分コード,税情報納税者台帳番号,税情報更正年月日,税情報更正事由コード,税情報課税非課税区分コード,税情報非課税区分コード,税情報申告区分コード,税情報市町村民税額,税情報市町村民税均等割額,税情報市町村民税所得割額,税情報総合営業所得額,税情報総合農業所得額,税情報総合その他事業所得額,税情報総合不動産所得額,税情報総合利子所得額,税情報総合株式配当所得額,税情報総合その他配当所得額,税情報総合給与所得額,税情報総合年金所得額,税情報総合雑所得額,税情報総合譲渡一時所得額,税情報総合総所得額,税情報分離土地事業所得額,税情報分離土地事業超短期所得額,税情報分離短期譲渡一般控除後所得額,税情報分離短期譲渡一般控除額,税情報分離短期譲渡軽減控除後所得額,税情報分離短期譲渡軽減控除額,税情報分離長期譲渡一般控除後所得額,税情報分離長期譲渡一般控除額,税情報分離長期譲渡特定控除後所得額,税情報分離長期譲渡特定控除額,税情報分離長期譲渡軽減控除後所得額,税情報分離長期譲渡軽減控除額,税情報分離長期譲渡軽減控除後所得額,税情報分離長期譲渡軽減控除額,税情報分離株式譲渡所得額,税情報分離山林所得額,税情報分離退職所得額,税情報分離特別控除額,税情報繰越損失金額,税情報合計所得額,税情報処理区分コード,税情報行政区コード,税情報政令広域コード,その他の合計所得金額,税情報年金所得額,税情報課税所得(調整控除含む),税情報課税所得(調整控除含む)状況コード,税情報課税所得(調整控除含まない),税情報扶養親族(16歳未満),税情報16歳以上19歳未満の扶養親族人数,税情報16歳以上19歳未満の扶養親族人数確定フラグ,税情報扶養親族(一般の控除対象),税情報扶養親族人数設定状況コード,税情報備考,予備コード1,予備コード2,予備コード3,予備コード4,予備コード5,予備項目合計1,予備項目合計2,予備項目合計3,予備項目合計4,予備項目合計5,予備項目合計6,予備項目合計7,予備項目合計8,予備項目合計9,予備項目合計10,予備領域,予備10-1領域,予備10-2領域,予備30領域,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆介護資格トリガ更新管理テーブル

被保険者番号,処理済フラグ,被保険者履歴通番,受給者履歴通番,被保険者更新通番,受給者更新通番,トリガ作成更新年月日,トリガ作成更新時刻

◆介護資格情報送信管理テーブル

識別番号,世帯番号,被保険者番号,介護有無,認定区分,要介護状態区分,認定期間開始年,認定期間開始月,認定期間開始日,認定期間終了年,認定期間終了月,認定期間終了日,異動事由,異動年,異動月,異動日,異動届出年,異動届出月,異動届出日,取得事由,取得年,取得月,取得日,取得届出年,取得届出月,取得届出日,喪失事由,喪失年,喪失月,喪失日,喪失届出年,喪失届出月,喪失届出日,介護住所地特例,住所地特例開始年,住所地特例開始月,住所地特例開始日,住所地特例終了年,住所地特例終了月,住所地特例終了日,申請中区分,申請事由コード,申請年,申請月,申請日,作成年月日,送信年月日,送信時刻,送信フラグ

◆連携済調定情報テーブル

異動区分,科目コード,区コード,賦課年度,相当年度,現年過年区分,徴収番号,識別番号,法定納期限,賦課台帳番号1,賦課台帳番号2,賦課台帳番号3,賦課側異動年月日,納入通知発送年月日,期別,年月,表示用期別漢字,随時期区分,納期限,調定額,調定内訳1,調定内訳2,調定内訳3,調定内訳4,調定内訳5,調定内訳6

◆宛名DV情報テーブル

被保険者個人番号,被保険者個人区分コード,履歴番号,DV区分,DV制限コード,市区町村コード,予備100領域,トリガ作成年月日,トリガ作成時刻

◆DV情報テーブル

被保険者個人番号,被保険者個人区分コード,変更区分,DV区分,被保険者政令広域コード,宛名履歴通番(最新),処理年月日,予備10-1領域,予備10-2領域,予備30領域,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆個人異動情報テーブル

介護保険者番号,個人市町村コード,個人番号,個人区分コード,個人異動通番,個人異動更新区分コード,個人異動被保険者番号,住基ネット個人番号,個人異動基礎年金番号,個人異動世帯番号,個人異動氏名(カナ),個人異動通称名(カナ),個人異動キー氏名(カナ),個人異動氏名(漢字),個人異動通称名(漢字),個人異動本名通称名区分コード,個人異動氏名(英字),個人異動併記用氏名(漢字),個人異動氏名分類コード,個人異動生年月日年号コード,個人異動生年月日,個人異動性別コード,個人異動続柄1コード,個人異動続柄2コード,個人異動続柄3コード,個人異動続柄4コード,個人異動続柄(漢字),個人異動年月日,個人異動届出年月日,個人異動事由コード,個人異動住民年月日,個人異動都道府県コード,個人異動町名コード,個人異動住所(漢字),個人異動番地(漢字),個人異動方書(漢字),個人異動親郵便番号,個人異動子郵便番号,個人異動異動前介護保険者番号,個人異動転入前都道府県コード,個人異動転入前市町村コード,個人異動転入前都道府県名(漢字),個人異動転入前市町村名(漢字),個人異動転入前住所(漢字),個人異動転入前番地(漢字),個人異動転入前方書(漢字),個人異動転入前親郵便番号,個人異動転入前子郵便番号,個人異動転出先都道府県コード,個人異動転出先市町村コード,個人異動転出先都道府県名(漢字),個人異動転出先市町村名(漢字),個人異動転出先住所(漢字),個人異動転出先番地(漢字),個人異動転出先方書(漢字),個人異動転出先親郵便番号,個人異動転出先子郵便番号,個人異動番地区分コード,個人異動番地,個人異動号番号,個人異動枝番号,個人異動行政区コード,個人異動方書(カナ),個人異動現住所市内外区分コード,個人異動転入前市内外区分コード,個人異動転出先市内外区分コード,個人異動政令広域コード,個人異動地方公共団体コード,個人異動広域内転出転入異動事由コード,個人異動外国人在留資格期間コード,個人異動外国人在留開始年月日,個人異動外国人在留終了年月日,個人異動外国人在留資格コード,予備10-1領域,予備10-2領域,予備30領域,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻,UOCキー

◆個人異動情報(擬似リアル)テーブル

介護保険者番号,個人市町村コード,個人番号,個人区分コード,個人異動通番,個人異動更新区分コード,個人異動被保険者番号,住基ネット個人番号,個人異動基礎年金番号,個人異動世帯番号,個人異動氏名(カナ),個人異動通称名(カナ),個人異動キー氏名(カナ),個人異動氏名(漢字),個人異動通称名(漢字),個人異動本名通称名区分コード,個人異動氏名(英字),個人異動併記用氏名(漢字),個人異動氏名分類コード,個人異動生年月日年号コード,個人異動生年月日,個人異動性別コード,個人異動続柄1コード,個人異動続柄2コード,個人異動続柄3コード,個人異動続柄4コード,個人異動続柄(漢字),個人異動年月日,個人異動届出年月日,個人異動事由コード,個人異動住民年月日,個人異動都道府県コード,個人異動町名コード,個人異動住所(漢字),個人異動番地(漢字),個人異動方書(漢字),個人異動親郵便番号,個人異動子郵便番号,個人異動異動前介護保険者番号,個人異動転入前都道府県コード,個人異動転入前市町村コード,個人異動転入前都道府県名(漢字),個人異動転入前市町村名(漢字),個人異動転入前住所(漢字),個人異動転入前番地(漢字),個人異動転入前方書(漢字),個人異動転入前親郵便番号,個人異動転入前子郵便番号,個人異動転出先都道府県コード,個人異動転出先市町村コード,個人異動転出先都道府県名(漢字),個人異動転出先市町村名(漢字),個人異動転出先住所(漢字),個人異動転出先番地(漢字),個人異動転出先方書(漢字),個人異動転出先親郵便番号,個人異動転出先子郵便番号,個人異動番地区分コード,個人異動番地,個人異動番号,個人異動枝番号,個人異動行政区コード,個人異動方書(カナ),個人異動現住所市内外区分コード,個人異動転入前市内外区分コード,個人異動転出先市内外区分コード,個人異動政令広域コード,個人異動地方公共団体コード,個人異動広域内転出転入異動事由コード,個人異動外国人在留資格期間コード,個人異動外国人在留開始年月日,個人異動外国人在留終了年月日,個人異動外国人在留資格コード,予備10-1領域,予備10-2領域,予備30領域,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻
UOCキー,更新エラー区分

◆反映管理テーブル

レコード区分,反映年月日,反映時間,UOCキー,開始キー,終了キー,反映フラグ,原本反映フラグ,マスタ反映フラグ,開始UOCキー

◆宛名情報履歴テーブル

個人番号,個人区分コード,宛名履歴通番,介護履歴通番,管理区分,予備10領域,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆世帯異動情報テーブル

介護保険者番号,住基地方公共団体コード,住基個人番号,個人区分コード,住基世帯番号,住基ネット個人番号,住基基礎年金番号,住基氏名(カナ),個人異動通称名(カナ),住基氏名(漢字),個人異動通称名(漢字),個人異動本名通称名区分コード,個人異動氏名(英字),個人異動併記用氏名(漢字),個人異動氏名分類コード,住基生年月日年号コード,住基生年月日,住基性別コード,住基続柄1コード,住基続柄2コード,住基続柄3コード,住基続柄4コード,住基異動年月日,住基異動届出年月日,住基異動事由コード,住基世帯登録区分コード,住基住民年月日,住基消除年月日,住基都道府県コード,住基市町村コード,住基町名コード,住基住所(漢字),住基番地(漢字),住基方書(漢字),住基親郵便番号,住基子郵便番号,住基転入前都道府県コード,住基転入前市町村コード,住基転入前都道府県名(漢字),住基転入前市町村名(漢字),住基転入前住所(漢字),住基転入前番地(漢字),住基転入前方書(漢字),住基転入前親郵便番号,住基転入前子郵便番号,住基転出先都道府県コード,住基転出先市町村コード,住基転出先都道府県名(漢字),住基転出先市町村名(漢字),住基転出先住所(漢字),住基転出先番地(漢字),住基転出先方書(漢字),住基転出先親郵便番号,住基転出先子郵便番号,住基作成年月日,住基作成時刻,外国人在留資格期間コード,住基在留資格コード,住基在留開始年月日,住基在留終了年月日,住基番地区分コード,住基番地,住基番号,住基枝番号,住基行政区コード,住基方書(カナ),住基現住所市内外区分コード,住基転入前市内外区分コード,住基転出先市内外区分コード,住基政令広域コード,個人広域内転出転入異動事由コード,宛名履歴番号,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆カード情報DB

カード番号,カード情報番号,所属課コード

◆処理コード情報

カード番号,処理コード

◆職員情報DB

カード番号,職員コード,補職コード,氏名(漢字),パスワード,削除年月日(西暦),排他フラグ,管理情報,端末番号

◆口座テーブル

介護保険者番号,口座使用者区分コード,口座使用者番号,口座区分コード,口座履歴通番,口座個別識別番号,金融機関種別コード,金融機関コード,金融機関支店コード,預金種目区分コード,口座番号,口座名義名(カナ),口座名義名(漢字),口座有効期間開始年月日,口座有効期間終了年月日,口座届出年月日,口座名義名連絡先電話番号,サービス事業者都道府県コード,予備10-1領域,予備10-2領域,予備30領域,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

参考用語集

■ あ行 ■

ITリテラシ

ITを活用する能力のこと。

アクセスログ

データを参照したり更新したりする等、システムへの接続状況を記録したもの。

インターフェイスシステム

特定個人情報を連携するため、中間サーバーと接続を行う情報提供ネットワークシステムの一部の機能。

インポートデータ

データベースから見て、他から読み込むデータのこと。

エクスポートデータ

データベースから見て、他に送り出すデータのこと。

NISC政府機関統一基準群

内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)による政府機関における情報セキュリティ対策のための統一的な基準群。

OS

オペレーティングシステム。コンピュータを動かすための基本となるソフトウェアのこと。

■ かが行 ■

個人番号

住民票を有する全ての人に対して、付番される12桁の番号。

■ さ行 ■

しきい値(判断項目)

特定個人情報保護評価のレベル(全項目評価、重点項目評価など)を判断する際に用いる判断項目のこと。

- (しきい値判断項目) ① 事務の対象人数
② 特定個人情報ファイルの取扱者数
③ 特定個人情報に関する重大事故の有無

住民基本台帳ネットワークシステム

住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認を行うことができるシステム。

情報提供ネットワークシステム

番号法により、国や他行政機関との連携が可能な情報をやり取りする際に、必要となるシステム。

セキュリティパッチ

コンピュータで使用しているソフトウェアの、セキュリティ上の脆弱な部分を修正するプログラム。

総合行政ネットワーク

インターネットを経由せず、地方自治体を相互に接続する行政専用の通信網。

■ た行 ■

中間サーバー

情報提供ネットワークシステムと既存住民基本台帳システムとの情報の授受の仲介をする役割を担うコンピュータ。

中間サーバー・プラットフォーム

地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点。

統一識別番号

被保険者を特定するために、北九州市が任意で設定した番号。

■ は行 ■

パターンファイル

コンピュータウイルスを検知・駆除するために、各ウイルスの特徴をまとめたファイル。

VPN (Virtual Private Network)

公共のネットワークを暗号技術などを活用して専用線のように利用したネットワーク。

フォーマット

様式。この評価書においては、業務で使用する端末において表示する、画面の構成をいう。

フラッシュメモリ

データの入力・削除を自由に行うことができる半導体メモリの一種。

■ ま行 ■

ミドルウェア

オペレーティングシステム(OS)と各業務処理を行うソフトウェアの中間に位置し、様々なソフトウェアから共通して利用される機能を提供するもの。

■ ら行 ■

ログイン・ログアウト

ログインは、コンピュータシステムに対して、利用可能な者であることを認識させ、そのコンピュータシステムの利用を開始すること。

ログアウトは、コンピュータシステムの利用を終了すること。